

平成 29 年度事業計画

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

I 基本方針

近年、日本の少子化対策に関する子育て環境の整備は国民的な関心ごとです。国は平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」を施行し、子育て施策に消費税の一部を安定財源として保育の量的拡充と質の向上の一步を踏み出しました。平成 28 年度には「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定により少子化問題に真正面から取り組むことが明記され、更に第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」において「安心して子どもを産み育てることができる社会を創る」と決意を示しました。兵庫県においても井戸知事が『子育てするなら兵庫県』の思いを折りにふれ述べるなど、少子化や子育て対策の意識は高まるものの、待機児問題や保育現場の人材確保と職場の定着に関わる多くの問題は解決したとは言えません。

この様な保育を取り巻く情勢に対して、兵庫県保育協会の果たす役割は常に課題に密接な取り組みである事が求められます。新制度では就学前のすべての子どもに、より質の高い乳幼児期の教育・保育の提供や、地域における多様化する保育サービス、保育機能・施設の解放など更に積極的に取り組む必要が有るとされ、また前記の保育現場の担い手の確保、保育の質向上のため研修体型の構築等、課題が山積しています。会員・行政・地域、それぞれの共通理解と一体となった協力体制が不可欠となります。保育は社会と切り離すことは出来ず、社会も保育を切り離すことが出来ないのです。

保育界は既に多様な事業主体が参入しておりますが、保育所の社会的責務として、さらに公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任の履行、地域社会への貢献等をより明確にし、自らをより高めていく努力をこれから実現化して行かなければなりません。

また、10 年に一度の保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領等、見直し内容の周知や、11 月 15～17 日に兵庫県で開催する全国保育協議会・全国保育研究大会など直接保育に関わることや事業に対応するため、兵庫県保育協会は平成 29 年度以下の 4 項目を重点目標とし、引き続き組織の充実と機能の改善に努め、常に公益社団法人としての役割と、『子育てするなら兵庫県』の意識を持ちながら、子ども・子育て、そして会員皆様に寄り添い、皆様のためにもより積極的に諸事業に取り組みます。

II 重点目標

1. 子育て家庭への支援の担い手として、地域に開かれた保育活動を展開する。
2. 保育人材の確保・定着と更なる資質の向上を推進する。
3. 改正社会福祉法に伴う諸課題の取り組み。
4. 保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領等の周知と、全国保育研究大会の取り組み。

Ⅲ 事 業

公益目的事業

(公1) 乳児及び幼児の保育の振興に関する事業

I 子育て家庭への支援事業【公益事業】

1 乳児及び幼児の保育に関する普及啓発事業

(1) 兵庫県保育大会

次代を担う子ども達の健全育成と地域に根ざした保育所づくりをすすめ、兵庫の保育の質的向上、発展と普及啓発を目指し行う。(兵庫県委託事業)

- ・ 表彰(創意工夫作品・創意工夫保育賞・永年勤続表彰)
- ・ アトラクション
- ・ 記念講演
- ・ 創意工夫作品展

(実施時期) 11月25日(土)

(会 場) 太子町文化会館・あすかホール

(揖保郡太子町鵜 1310-1)

(対 象 者) 一般県民親子、保育関係者、福祉関係者、県市町関係職員

1,000人

(周知方法) 各市町に開催要綱を配布

(共 催) 兵庫県・兵庫県社会福祉協議会・太子町

(2) 広報誌の発行

協会広報誌「てとて」、「兵庫の保育」を発行し、会員保育所・認定こども園の活動状況や子育て家庭に役立つ情報を発信し、乳幼児保育に関する知識等の普及啓発を図る。

(発行部数) 「てとて」 年間2回 1回 15,000部

「兵庫の保育」 年間2回 1回 1,000部

(配布先) 会員保育所・認定こども園、保育士養成校、各関係行政機関、賛助会員、一般県民

(3) インターネットによる広報活動

ホームページに協会主催のイベント事業や研修会等の案内や子育てに関する情報を掲示し、保育に関する知識の普及啓発に努める。

(4) よい子ネットによる情報発信

協会と会員保育所・認定こども園及び保護者を結ぶネットワーク通信「よい子ネット」を活用し、電子連絡帳、保育所主催のイベント事業に関する情報等を発信する。また、非常時には登録者に防犯・防災等、緊急のお知らせを発信する。

(5) 子育てクラブ「すきっぷ」による広報活動

協会主催のイベント事業や各種研修会の案内等の子育てに関する情報を掲示する。

2 地域に開かれた保育活動事業

(1) わくわく保育所開設事業

幼稚園や保育所に入所していない在宅児童(概ね4・5歳児)を対象に小学校での生活にスムーズになじみ、学習できるようにするため、基本的な生活習慣や集団生活を身につけさせていくため保育所・認定こども園において体験保育等を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 1施設 年間48回(月4回程度)

(会場) 県所管民間保育所・認定こども園 87か所(尼崎市除く)

(対象者) 幼児とその保護者

(周知方法) 協会ホームページによる情報発信

(2) 乳幼児子育て応援事業

核家族化・都市化の進展により子育て家庭が孤立し、育児の負担感・不安感が高まっているため、保育所・認定こども園で行う親子の体験活動等を通じ、特に育児不安の多い低年齢児を抱える家庭等に対して、親子のふれ合いによる育児不安の解消及び親としての資質向上を図り、親育ちの機会を提供する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 1施設 年間96回(月8回程度)又は48回(月4回程度)

(会場) 県内認定こども園・保育所(神戸市・姫路市・西宮市含む)

510施設

(対象者) 在宅児童(概ね0~2歳児)とその保護者

(周知方法) 協会ホームページによる情報発信

II 保育者の養成及び資質向上事業【公益事業】

(1) 研修事業の実施

① 新規採用内定者研修会

(実施時期) 平成30年3月

(会場) 神戸市内

(対象者) 県内保育所・認定こども園の新規採用内定者及び中途採用職員等 230人

② 新任保育士フォローアップ研修会(新規事業)

(実施時期) 未定

(会場) 神戸市内

(対象者) 保育士経験が1年目の県内保育所・認定こども園職員等

③ 保育士フォローアップ研修会

(実施時期) 未定

(会場) 神戸市内

(対象者) 保育士経験が2~3年程度の県内保育所・認定こども園職員

員等

- ④ 中堅保育士研修会
（実施時期）未 定
（会 場）神戸市内予定
（対象者）県内保育所・認定こども園の中堅保育士等 160 人
- ⑤ 主任保育士研修会
（実施時期）未 定
（会 場）神戸市内
（対象者）県内保育所・認定こども園の主任職員等 140 人
- ⑥ 公立施設長等研修会
（実施時期）8月2日（水）
（会 場）神戸市内
（対象者）県内公立保育所・認定こども園の施設長等 180 人
- ⑦ 民間施設長等研修会
（実施時期）未 定
（会 場）阪神地区内
（対象者）県内民間保育所・認定こども園の施設長等 200 人
- ⑧ キャリアアップ研修（新規事業）
平成30年度以降に予定されている技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等につなげる「キャリアアップ研修」の開催（兵庫県委託事業）
（実施時期）4月～3月（年間）
（会 場）県内
（内 容）専門8分野（1分野・15時間） 2回
（対象者）経験年数概ね3年以上・概ね7年以上の保育士等
保育所・認定こども園の保育士等（神戸市・姫路市・西宮市含む。）
- （ア）乳児保育研修会
（イ）幼児保育研修会
（ウ）障害児保育研修会
（エ）食育・アレルギー研修会
（オ）保健衛生・安全対策研修会
（カ）保護者支援・子育て支援研修会
（キ）副主任保育士マネジメント研修会
（ク）保育実践研修会
- ⑨ 認定こども園研修会
幼保連携型認定こども園教育・保育要領や認定こども園制度等に関する研修を実施する。
（実施時期）未 定（年2回）
（会 場）神戸市内

(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑩ 地区研修会 (各地区)

各地区における研修や子育て支援活動等を支援する。(普及啓発事業を兼ねる)

(実施時期) 随時

(会場) 各地区

(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑪ 保育士人材確保研修会 (兵庫県委託事業)

保育人材の確保及び定着を図るための研修を実施する。

(実施時期) 未定

(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑫ 認定こども園園長等研修会

兵庫県内の認定こども園の資質向上を図るため、兵庫県独自の園長等研修を実施する。(兵庫県委託)

(実施時期) 7月31日(月)・9月2日(土)・9月27日(水)・11月6日(月)・
12月15日(金)・1月9日(火)・

(会場) 神戸市内

(対象者) 幼保連携型認定こども園の園長等(神戸市・姫路市・西宮市・
私立幼稚園含む)

(内容) 研修時間 30時間(6日×5時間(18分野))

教育、保育内容、指導計画、子育て支援事業等

⑬ 認定こども園主幹保育教諭等研修会

認定こども園の主幹保育教諭として必要な知識を習得し、資質の向上を図る。(兵庫県委託)

(実施時期) 8月1日(火)・9月28日(木)

(会場) 神戸市内

(対象者) 県内認定こども園の主幹保育教諭等(神戸市・姫路市・西宮市・
私立幼稚園含む)

(内容) 研修時間等 年2回(1回6時間(4分野))

主幹教諭に求められるリーダー力、子育て支援、幼稚園・保育所の意見交換会等

⑭ 兵庫県内認定こども園研究会

兵庫県内の認定こども園の職員を対象に講演・シンポジウム・意見交換会の開催

(実施時期) 9月2日(土)

(会場) 神戸市・神戸ポートピアホテル

(内容) シンポジウム及び意見交換会

(対象者) 県内認定こども園の園長・職員等(神戸市・姫路市・西宮市・
私立幼稚園含む。)

⑮ 子育て支援員等の資質向上研修(新規事業)

子育て支援員等の資質向上を図る。(兵庫県委託)

(実施時期) 7月～12月

(会場) 神戸市内

(内容) 5回(2時間/回) 50名/1回

(対象者) 県内の子育て支援員等(全県)

⑯ 第61回全国保育研究会(兵庫大会)の開催(新規事業)

(実施時期) 11月15日(水)、16日(木)17日(金)

(会場) 神戸市・神戸ポートピアホテル

(内容) 基調講演・分科会等

(対象者) 全国の保育所・認定こども園職員等 2,000人

Ⅲ 保育者の人材確保事業【公益事業】

1 保育士・保育所支援センターの運営

保育士再就職支援コーディネーターを2名配置し、潜在保育士等の就職支援を行う。(兵庫県委託事業)

(1) 保育士等人材紹介事業の実施

保育所で働きたい人と人材を求める保育所の登録を行い、就職を斡旋する。

(2) 保育士就職サポートシステムの実施

養成校の生徒や離職者を対象に登録を勧め、就職フェア等の情報を提供する。

(3) 広報・啓発事業の実施

チラシ・リーフレットの作成・配布、ホームページによる情報発信等により潜在保育士等に広報、啓発を行う。

(4) 保育士・保育所支援センター運営委員会の開催

支援センターの運営等について関係者で協議する場を設け、効率的な運営を行う。

(5) 就職説明会等の開催

① 「民間保育所等就職フェア2017」(第9回兵庫の保育フェスティバル)の開催

保育現場への就労を希望する学生や一般求職者の就職活動を支援するとともに、保育所の人材確保を図ることや保育所のアピールを目的にブース面談、求人等の情報提供を行う。

(実施時期) 7月9日(日)

(会場) 神戸国際展示場

(対象者) 保育の職場へ就労を希望する学生及び一般求職者 1000人

① 兵庫県内認定こども園関係団体協議会と共催

(兵庫県保育協会・神戸市私立保育連盟・姫路市保育協会・

西宮市保育協議会・兵庫県私立幼稚園協会)

② 各地区における「就職フェア 2017」の開催

最新の保育事情等についての講義、園長等による就職相談、出展ブースでの面談等を通じて、潜在保育士が抱える不安を払拭し、就労への意欲と自信をつけることにより、安心して保育現場で働けるよう支援する。

(実施時期) 平成 29 年 6 月～平成 30 年 2 月

(会 場) 県内 7 地域

(対 象 者) 保育所へ就労を希望する潜在保育士等

③ 出張相談等の実施

民間保育所就職フェア 2017、各地区就職フェア 2017 における「相談・登録コーナー」の開設、ハローワークにおける巡回就職相談会の開催 等

(6) 保育士養成校との連絡調整

① 意見交換会の開催

保育所における人材確保と定着に係る課題について、保育士養成校と意見交換を行う場を設け、解決策を見出す機会とする。

(実施時期) 平成 29 年 6 月上旬

(会 場) 神戸市内

② 潜在保育士の掘り起こしに係る連携、協力要請

保育士養成校卒業生等への当センターの告知・広報のため、同窓会誌(報)への記事掲載、郵便物送付時のリーフレット等の同封、養成校ホームページから当センターホームページへのリンク設定等を依頼する。

2 保育体験ボランティア事業の実施

大学等に在学する学生、生徒及び潜在保育士をボランティアとして会員施設に受け入れ、実際の保育現場の雰囲気や内容などを直接知ってもらい、また様々な保育現場を体験する機会を提供することにより、就職後のミスマッチを防止し、円滑な就労の支援と、将来の保育人材の育成、確保につなげる。

(対 象 者) 大学、短期大学、専門学校、高等学校等に在籍する学生、生徒 等

(実施時期) 年 間

3 保育士確保対策強化事業

保育士の離職防止及び潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金、未就学児に係る保育料の負担及び養成施設の卒業後保育所等で勤務する意志がある場合に学費等の支援を行う。(兵庫県委託事業)

(1) 保育補助者雇上費貸付金

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事を目的として、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行う。

【貸付額】 保育補助者に係る賃金(貸付限度額 5,168 千円/年額)

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料一部貸付金

未就学児をもつ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付を行う。

【貸付額】 保育料（1月当たり最高54,000円）の半額（貸付期間は1年間を限度）

(3) 就職準備貸付金

潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付を行う。

【貸付額】 就職準備金 40万円（1回を限度）

(4) 保育士修学資金貸付金（新規事業）

養成施設の卒業後保育所等で勤務する意志がある場合に学費等の貸付を行う。

【貸付額】 入学準備金 20万円（1回を限度）
学 費 月額上限 5万円（最大2年間）
就職準備金 20万円（1回を限度）

IV 保育事業に関する調査研究事業【公益事業】

1 保育事業に関する調査研究

子ども・子育て支援新制度、保育人材の確保・定着及び社会福祉法人制度改革についての調査を行い、報告書を作成し会員保育所等に配布する。

収益事業等

I その他の事業（相互扶助等事業）

（他1）連絡調整事業

1 各種会議の開催

- (1) 部会長・委員長会議
- (2) 支部長会議
- (3) 各部会・委員会

2 地区・支部との交流促進

- (1) 6地区29支部における活動と交流の促進

3 上部団体、行政及び関係団体との連携

協会の円滑な運営と、保育事業に関する情報収集、保育制度の向上に関することなど次の関係機関と連携を行う。

- (1) 全国保育三団体への役員派遣及び会議出席
 - ① 全国保育協議会、日本保育協会
 - ② 全国私立保育園連盟
- (2) 兵庫県内認定こども園関係団体協議会への役員派遣及び会議出席
- (3) 行政及び社会福祉関係団体への会議出席

4 兵庫県等への提言及び要望活動の展開

(1) 保育制度のあり方や保育所機能の充実、強化に向け、施策提言、要望活動を行う。

- ① 兵庫県
- ② 兵庫県議会等

(2) 予算対策協議会の開催 年3回(6月・7月・2月)

II 法人管理

(他1) 組織運営に関する事業

1 諸会議の開催

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 定時総会 | 年1回(5月) |
| (2) 理事会 | 年6回(隔月) |
| (3) 監査会 | 年1回 |
| (4) 正副会長会 | 年6回他必要に応じ随時 |
| (5) 各種会議 | 必要に応じ随時 |

2 総務・財務の活動

公益社団法人としての組織機能のあり方を検討するとともに、健全な財政運営を行うため、事業収入の確保についても検討する。

3 会員保育所の運営に必要とされる製品等の紹介

保育環境機材や衛生関連用品等を会員保育所に紹介する。